

会社名: 株式会社 ホリケン		承認	承認	承認	承認	承認	承認
第156回 ホリケン合同勉強会兼安全衛生協議会 議事録							
実施年月日	2025年06月06日	議事録作成者			[REDACTED]		
責任者	堀 峰也	出席者			別紙参照		
1 【熱中症について規制改正】		2 熱中症が発生するしくみと症状					
・PDF資料にて下記内容を報告、周知いたしました。		・PDF、動画資料にて下記内容を報告、周知いたしました。					
1-1 【熱中症対策の強化】		2-1 【熱中症とは】					
・令和7年6月1日から、職場における熱中症対策を強化するため労働安全衛生規則の改正が施行されました。		・高温かつ多湿な環境下において、体内の水分及び塩分(ナトリウムとう)のバランスが崩れたり循環調節や体内調節などの体内の重要な調節機能が破綻するなどして発症する障害の総称です。					
1-2 【新たな法的義務】		2-2 【熱中症リスクが高くなる条件】					
・熱中症の早期発見と報告体制の整備、周知(報告体制を定め、周知)		・高温多湿な作業状況					
・症状悪化防止のための措置(処置内容、実施手順を定める)		・業務に従事する作業員が自身の症状に合わせて休憩の取りにくい作業					
・罰則規定(事業者は6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金)		・身体活動が持続する時間が長い作業					
1-3 【対象となる作業環境】		・労働安全衛生保護具の着用により体熱が放熱しにくい作業					
・温度条件(WBGT28度以上または、気温31度以上)		2-3 【年齢による熱中症発生率の上昇】					
・作業時間(連続して1時間以上、または1日あたり4時間超過見込み)		・若年層に比べ熟年層の作業員が熱中症なる事例が多く報告されています。					
・予防対策(条件非該当でも、1時間以内に休憩を入れることを徹底)		・人間は加齢により、体内の水分割合いや感覚機能が低下し喉の渇きを感じにくくなります。その結果、高齢者は熱中症リスクが高まると考えられます。					
1-4 【熱中症対応の具体的処置】		2-4 【熱中症の重症度】					
・作業から離脱(熱中症症状確認時作業を中止し、涼しい場所移動)		・熱中症は症状深刻化により重症度Ⅰ～Ⅲの3段階に区分されます。					
・身体の冷却(保冷材等にて体温を下げ、水分塩分を補給)		・重症度Ⅰ(熱失神や熱けいれんが発生、現場対応が可能とされる)					
・医師の診察(症状が改善しない場合、医師の診察を受けさせる)		・重症度Ⅱ(熱疲労の発生、医療機関への搬送は必要とされる)					
1-5 【全員で取り組む熱中症予防】		・重症度Ⅲ(熱射病の発生、重篤な後遺症や死亡の恐れがある)					
・こまめな水分補給(喉が渇く前に定期的に、水分塩分補給)		2-5 【熱中症対策、健康管理等】					
・適切な休憩(涼しい場所で1時間以内に休憩)		・熱中症管理体制を整え緊急体制と手順を周知、定期的に研修等を実施する。					
・体調管理(睡眠不足や体調不良時は上司に報告)		・日々の体調管理を実施、体調管理時は上席等へすみやかに報告する。					
		・二日酔いや寝不足は、体温調節機能低下等の影響があるため注意する。					

参加者氏名は、個人情報につき非表示とさせていただきます。

出席者名簿

実施年月日	2025年06月06日
実施会社名	株式会社 ホリケン
責任者	堀 峰也
議事録作成者	XXXXXXXXXX

NO.	会社名	参加者名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		

[illegible]